

# 総論

## I. 計画の基本的事項

---

### (1) 計画策定の背景と目的

わが国では少子・高齢化の進行が加速しており、障がいのある人の高齢化、高齢になってから障がいをもつ人の増加、障がいの重度化、障がいのある人を支える家族の高齢化が多く見受けられるようになってきました。また、社会生活が複雑化して心の健康やストレスの問題をはじめ、自閉症や発達障がいなど、新たな課題が表面化しています。

国においては、平成 23 年度に障害者基本法を一部改正し、目的規定の見直し（共生社会の実現を規定等）や障がい者の定義の見直し（発達障がいを規定等）、差別の禁止に関する規定の追加などが実施されたほか、平成 24 年度には障害者虐待防止法、平成 25 年度には障害者差別解消法が成立しています。

また、平成 25 年 4 月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」では、制度の谷間のない支援を目指すとともに、地域社会における共生や社会的障壁の除去に資することを目的とする基本理念を掲げています。さらに国は平成 25 年 9 月に「第 3 次障害者基本計画（計画期間 25～29 年度）」を公表、平成 26 年 2 月には「障害者権利条約」が発効となっています。

これまでの進捗状況を踏まえた上で、引き続き取り組むべき課題等を整理しつつ、制度の見直しの方向性も視野に入れながら、障がい者保健福祉施策の基本的な方向と主要な施策を示すものとして「第 4 期北秋田市障がい福祉計画」を策定し、推進します。

第3期中の障がい者施策の主な動向は、次の通りです。

近年の障がい者施策の動向

○平成 23 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>▼「障害者基本法の一部を改正する法律」が施行               <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的規定の見直し</li> <li>・障がい者の定義の見直しや差別の禁止を規程</li> </ul> </li> </ul>
○平成 24 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>▼「障害者虐待防止法」が施行               <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者虐待防止センターの設置</li> <li>・虐待に対する支援や対応策の体系化</li> </ul> </li> </ul>
○平成 25 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>▼「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」が施行(一部施行は平成 26 年 4 月)</li> <li>▼「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(障害者優先調達推進法)が施行。</li> <li>▼障がい者の法定雇用率の引き上げ(民間企業が1.8%から2.0%に、国、地方公共団体等が2.1%が2.3%に)</li> <li>▼「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(いわゆる「障害者差別解消法」が成立)(施行は平成 28 年4月)               <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある人の要望等に応じて、国や自治体など行政機関は、日常生活や社会参加の障壁を取り除く配慮を行うことが義務付けられる</li> </ul> </li> <li>▼国が「第3次障害者基本計画(計画期間 25~29 年度)」公表               <ul style="list-style-type: none"> <li>・分野別施策の新規分野として、                   <ul style="list-style-type: none"> <li>『安全・安心』</li> <li>『差別の解消及び権利擁護の推進』</li> <li>『行政サービス等における配慮』 が加わる。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
○平成 26 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>▼「障害者総合支援法」施行に伴う支援の変更               <ul style="list-style-type: none"> <li>・「障害程度区分」から「障害支援区分」への変更</li> <li>・共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への統合</li> </ul> </li> </ul>

## ① 障害者総合支援法のポイント

平成25年4月に「障害者自立支援法」が改められ「障害者総合支援法」の主な改正内容は、以下のとおりです。

項目	主な内容
1 題名	「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とする。
2 基本理念	法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。
3 障がい者の範囲	「制度の谷間」を埋めるべく、障がい者の範囲に難病等を加える。(障がい児の範囲も同様に対応。)
4 障害支援区分の創設	「障害程度区分」について、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。 ※障害支援区分の認定が知的障がい者・精神障がい者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。
5 障害者に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 重度訪問介護の対象拡大(重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障がい者として厚生労働省令で定めるものとする。)</li> <li>② 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化</li> <li>③ 地域移行支援の対象拡大(地域における生活に移行するため、重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える。)</li> <li>④ 地域生活支援事業の追加(障がい者に対する理解を深めるため、研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等。)</li> </ul>
6 サービス基盤の計画的整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障がい福祉計画の策定</li> <li>② 基本指針・障がい福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法制化</li> <li>③ 市町村は障がい福祉計画を作成するに当たって、障がい者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化</li> <li>④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化</li> </ul>

## ② 地域生活支援事業の追加

平成 25 年 5 月に地域生活支援事業実施要綱が改定され、次にあげる事業が追加されました。

事業名	事業の目的
理解促進研修・啓発事業	地域社会の住民に対して障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発を行う。
自発的活動支援事業	障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援する。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、住民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図る。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する。

## ③ 障がい福祉計画策定にかかる基本指針の見直し

平成 26 年 5 月に、障害者基本計画策定にかかる基本指針が改定されました。第 4 期計画においては、以下の改定を踏まえて策定することとなります。

項目	主な内容
1 PDCAサイクルの導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>少なくとも1年に1回は、成果目標等に関する実績を把握し、分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更等の措置を講じる。</li> <li>中間評価の際には、協議会や合議制の機関等の意見を聴くとともに、その結果について、公表することが望ましい。</li> </ul>
2 成果指標の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉施設から地域生活への移行促進</li> <li>精神科病院から地域生活への移行促進</li> <li>地域生活支援拠点等の整備(新規)</li> <li>福祉から一般就労への移行促進</li> </ul>
3 その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がい児支援体制の整備(新規)</li> <li>・児童福祉法に基づく障がい児支援等の体制整備についても定めるよう努めるものとする。</li> <li>○計画相談の充実、研修の充実等</li> </ul>

## (2) 計画の位置づけ・概要

### ① 計画の位置づけ

『北秋田市障がい者計画・障がい福祉計画』は、障害者基本法第11条第3項に定める障害者計画と、障害者総合支援法第88条に定める障害福祉計画で構成される法定計画です。

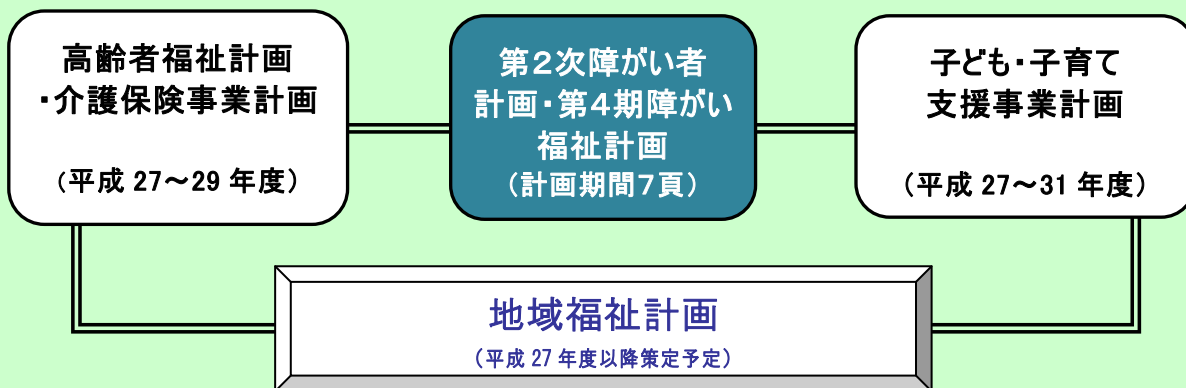
市のまちづくりの基本指針である「北秋田市総合計画」において、保健福祉部門は「みんなで支えあうぬくもりのあるまちづくり」を目標に掲げており、本計画は、市総合計画の保健福祉部門において障がい者分野の計画に位置づけられます。

このため、「北秋田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」や「北秋田市子ども・子育て支援事業計画」などの関連計画との整合を図るとともに、国の障害者基本計画及び県計画等との整合性を保ちながら策定します。

上位計画・関係計画との連携

## 北秋田市総合計画 [基本構想：平成18～27年度] [前期計画：平成28～37年度]

保健福祉分野

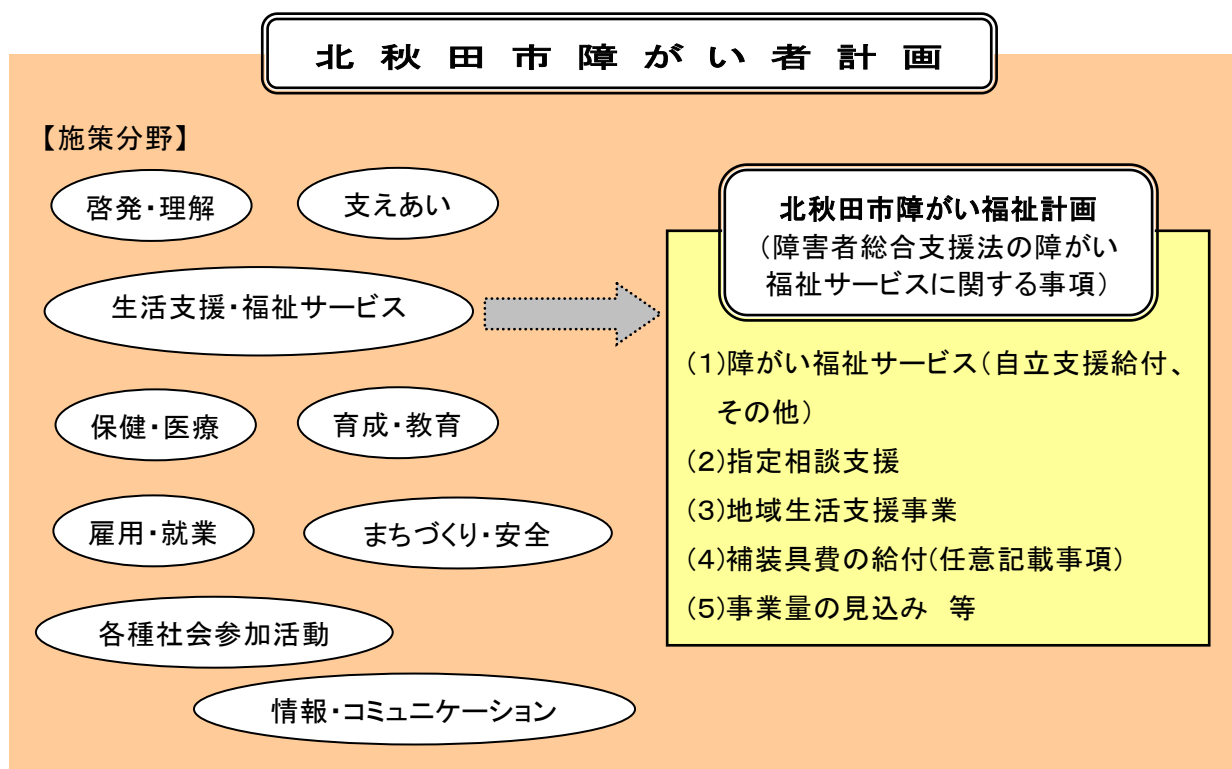


保健福祉分野で連携・調整を図り、「みんなで支えあうぬくもりのまちづくり」を。

## ② 計画の構成

障がい者計画は障がい者施策の総合的な計画であり、障がいのある人の暮らしを取巻く広範な施策分野が含まれます。一方、障がい福祉計画は、障がい者計画における生活支援・福祉分野において、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスにかかる事項を示します。

### 計画の構成



## ③ 計画の対象

本計画において、障がいのある人とは、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と、障害者基本法第2条に定義されています。

これを踏まえ、難病に起因する身体上や精神上的の障がいがある人、高次脳機能障がい等を有する人で長期にわたり生活上の支障がある人を含めて取り組んでいきます。

また、福祉サービス等の利用に関しては、65歳以上の障がいのある人で、介護保険の要介護認定者は介護保険サービスを利用し、65歳以上で要介護認定を受けていない人は地域支援事業等のサービスを利用できるなど、制度的に障がいのある利用者により適したサービスを選択していただくことを基本とします。

### (3) 計画期間等

障がい福祉計画は、平成 27 年度から 29 年度を第 4 期計画期間とします。

障がい者計画は障がい福祉計画と整合を図り、平成 24 年度から平成 29 年度までの 6 ヶ年を第 2 次計画期間とします。制度改正等に併せて必要な見直しを行います。

#### 計画期間

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
北秋田市 障がい者計画			第 2 次障がい者計画			
北秋田市 障がい福祉計画	第 3 期障がい福祉計画			第 4 期障がい福祉計画		
(見込み量・目標)	.....→			.....→		

### (4) 計画の策定と進行管理

計画策定にあたっては、障がいのある人の状況・ニーズを把握するため、アンケート調査を行いました。そして、北秋田市障がい者計画・障がい福祉計画策定委員会を組織し、各課からの取り組み状況の報告等を受けて審議を進めてきました。

今後は、障がい者施策の点検や協議をする場を確保するとともに、第 4 期障害福祉計画に係る国の基本指針で求められている P D C A の計画管理を実施し着実な推進を図ります。

#### アンケート調査概要

調査方法		郵送による配布、回収（無記名による回答）
調査期間		平成 26 年 10 月
調査対象	① 障がい者手帳所持者 ・サービス利用者 〔居宅〕	身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳を交付されている住民、障がい福祉サービス利用者のうち 500 人を抽出
	② 障がい者施設利用者 〔施設〕	障がい者施設入所者（グループホーム、施設入所、宿泊型自立訓練）129 人を対象

対象	配布数	回答数	回収率
① 障がい者手帳所持者・サービス利用者	500 件	396 件	63.0%
② 障がい者施設利用者	129 件		

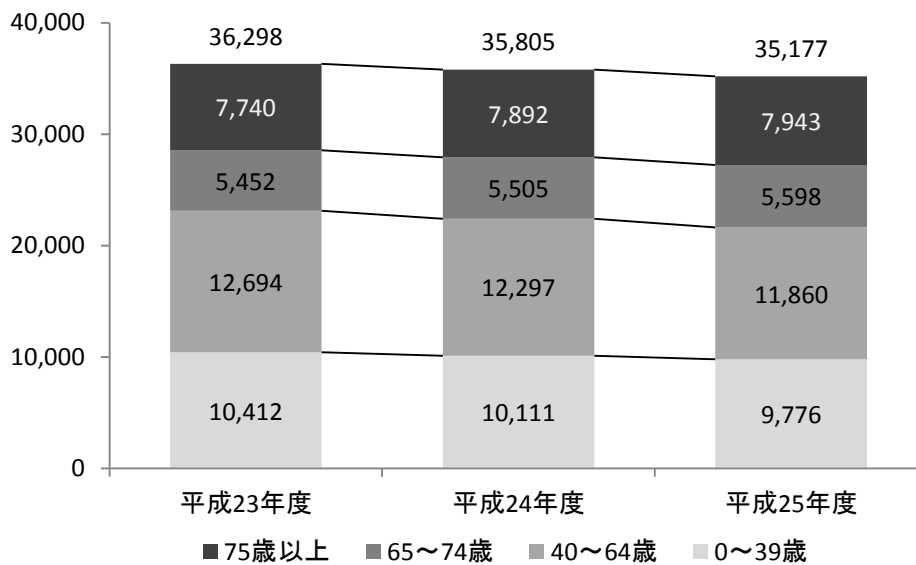
## II. 障がいのある人を取り巻く状況

### (1) 北秋田市の状況

#### ① 市の概況

総人口は年々減少しており、平成25年度末は総人口が35,177人です。

人口の推移(各年度3月末)



(人)

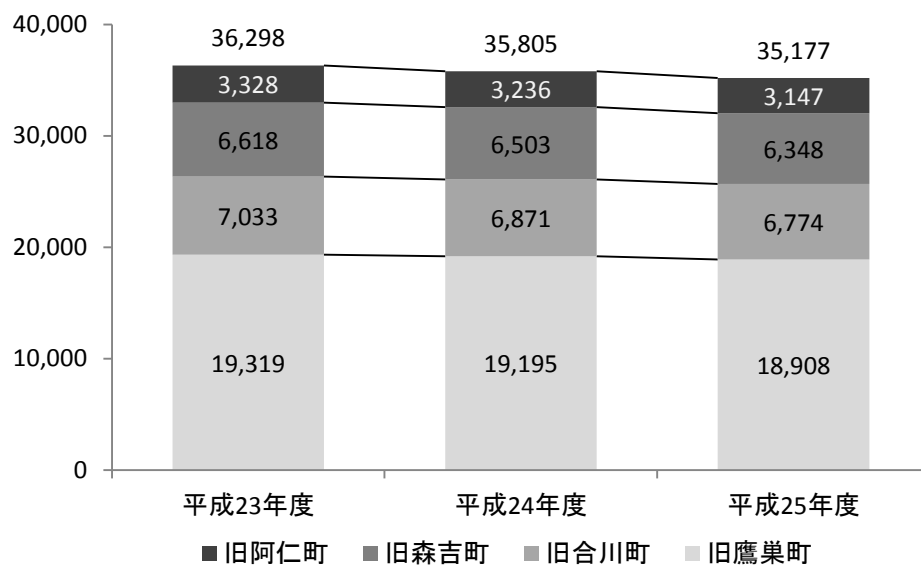
	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
0～39歳	10,412	10,111	9,776
40～64歳	12,694	12,297	11,860
65～74歳	5,452	5,505	5,598
75歳以上	7,740	7,892	7,943
総人口	36,298	35,805	35,177

「住民基本台帳」



地区別に見ても全ての地区で人口は減少しています。

地区別の人口推移(各年度3月末 住民基本台帳より)

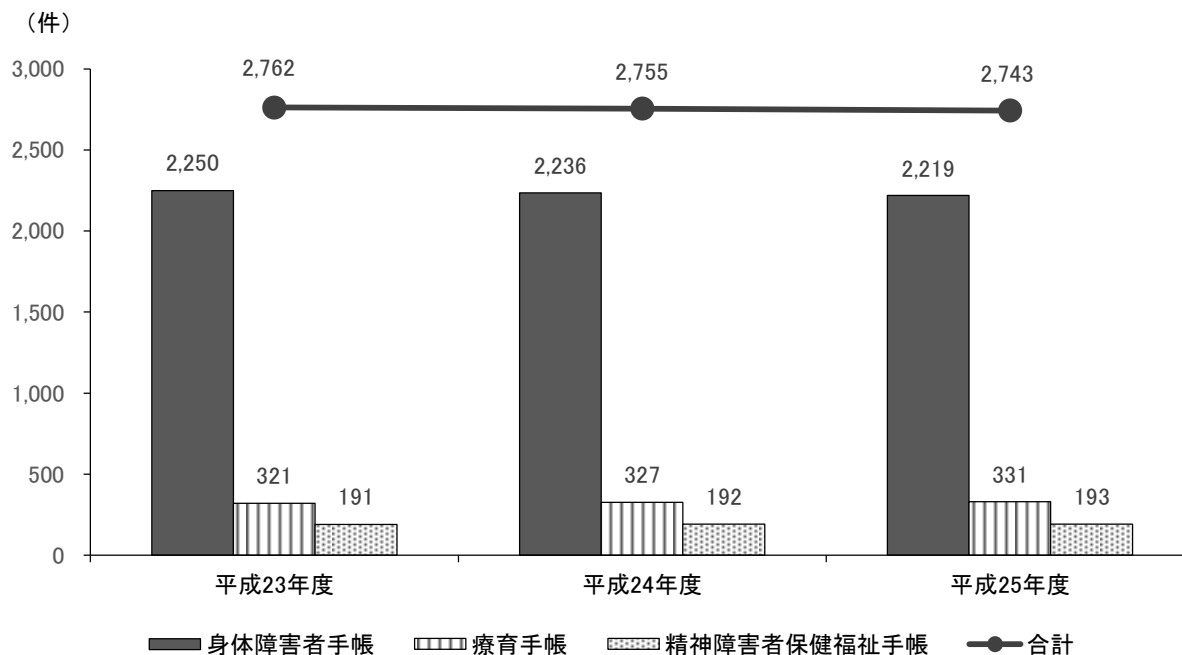


	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
鷹巣地区	19,319	19,195	18,908
合川地区	7,033	6,871	6,774
森吉地区	6,618	6,503	6,348
阿仁地区	3,328	3,236	3,147
合計	36,298	35,805	35,177

## ②障がい者手帳交付状況

近年の障がい者手帳交付件数は、3種合計で、平成23年度は2,762件、平成24年度は2,755件、平成25年度は2,743件となっており、身体障害者手帳交付数が平成25年度で全体の80.9%と多くを占めています。

障がい者手帳の交付動向(各年度末)



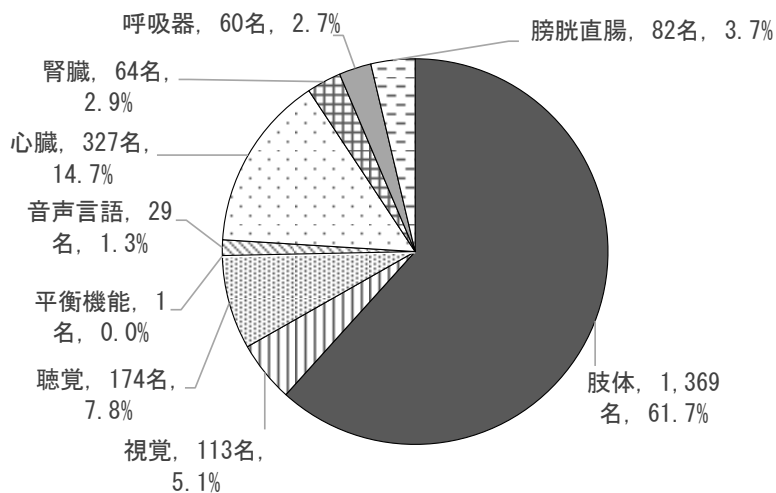
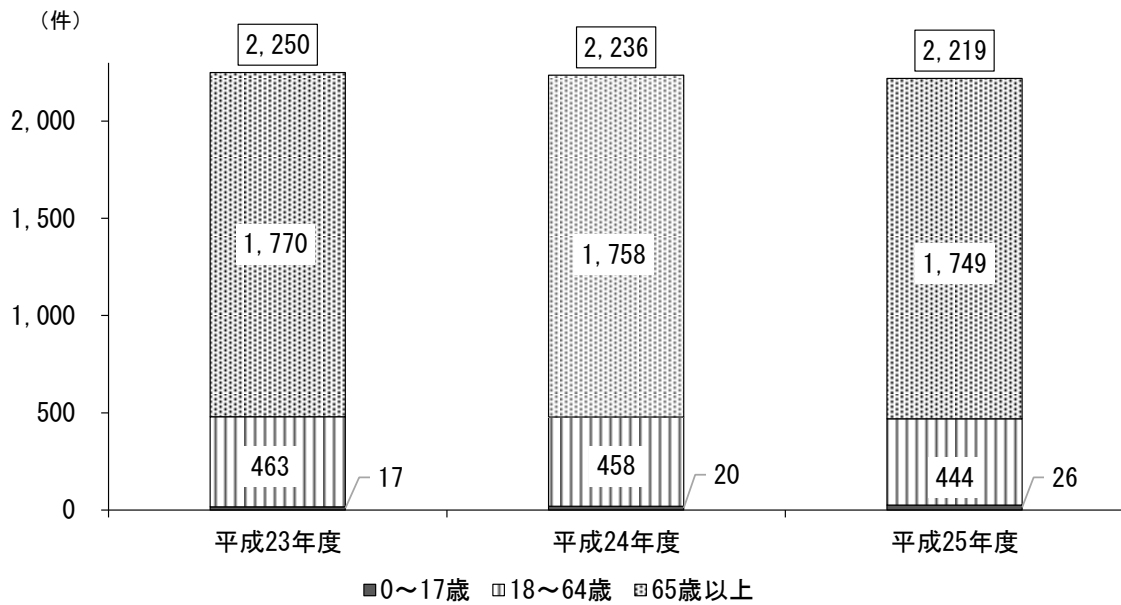
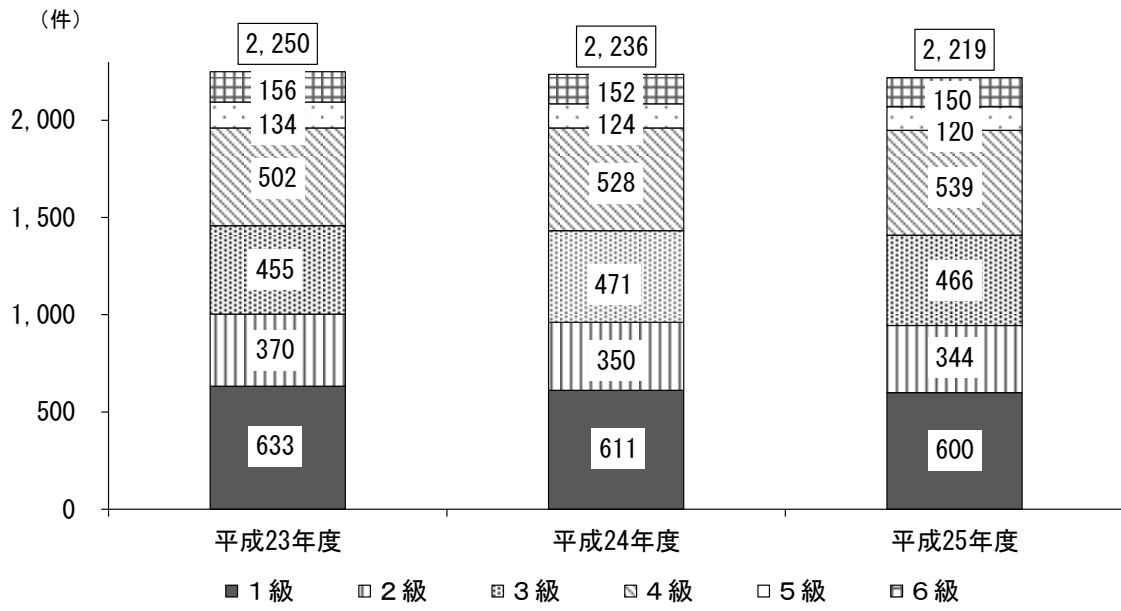
※福祉課

## ③ 身体障害者手帳交付数

身体障害者手帳交付数は平成23年度が2,250件、平成24年度が2,236件、平成25年度が2,219件で、この3年間は僅かながら減少傾向となっています。

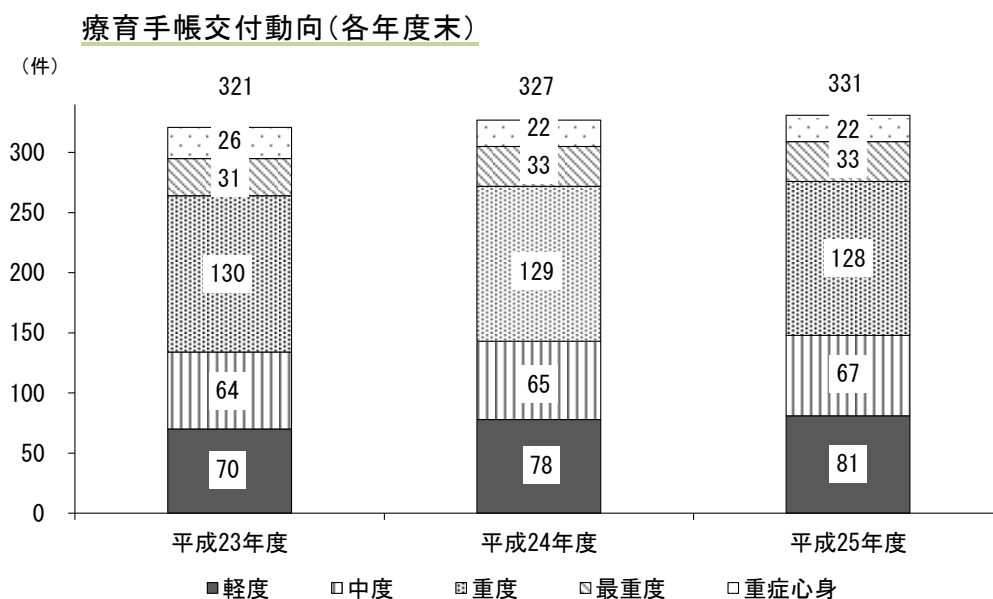
等級別では1級が最も多く、3・4級の中度の件数も多くなっています。平成25年度の1・2級の重度所持者は全体の42.5%を占めています。また、交付数のうち65歳以上が78.8%と多くを占めています。障がい種類別では、平成25年度は肢体が61.7%と半数を超えて多く、ついで心臓が14.7%を占めており、この2つが多くを占める状況です。

身体障害者手帳交付動向(各年度末)



#### ④ 療育手帳交付数

療育手帳交付数はこの3年で増加傾向にあり、平成25年度は331件で、重度が4割近くを占めています。

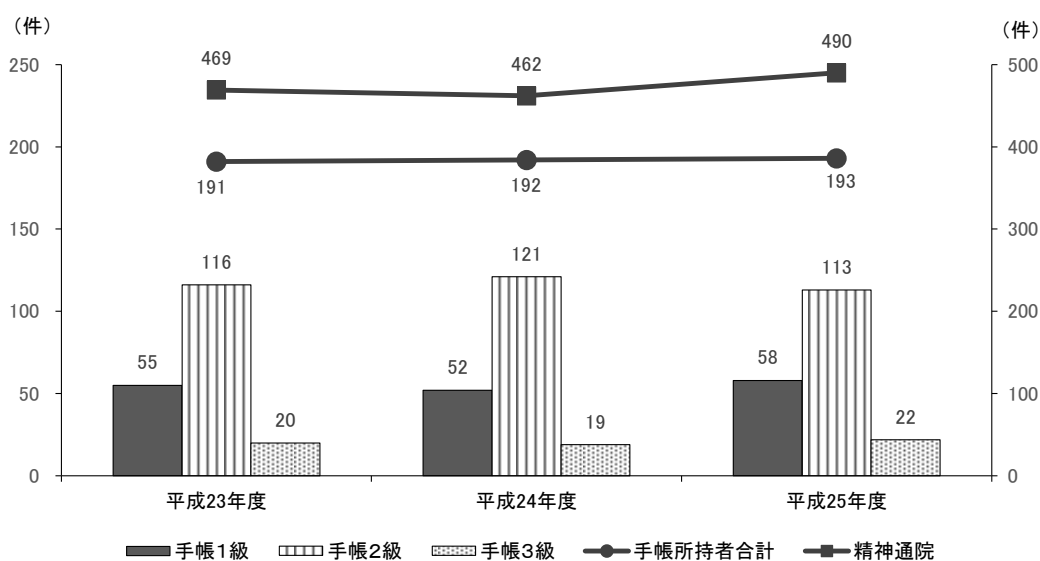


#### ⑤ 精神障害者保健福祉手帳交付数

精神障害者保健福祉手帳の交付数は、平成23年度は191件、平成24年度は192件、平成25年度は193件となっています。等級別では2級が多くを占めています。

また、自立支援医療の精神通院の受給者数は、平成23年度は469件、平成24年度は462件、平成25年度は490件となっています。

精神障害者保健福祉手帳等交付動向(各年度末)



⑥ 特定疾患医療受給者証交付数（難病患者数）

原因不明で治療法が確立されていない疾病や慢性的で様々な負担の大きい疾患を難病と呼び、そのなかで指定された疾患を特定疾患として、医療費等が一部公費負担されています。

特定疾患医療受給者証交付動向（各年度末）

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
特定疾患医療受給者証 交付件数	225件	230件	244件	252件	260件
小児慢性特定疾患医療 受給者証交付件数	32件	31件	31件	33件	33件

「北秋田地域振興局鷹巣阿仁福祉環境部業務概要」

## (2) 障がい福祉サービス等の状況

### ① 障がい福祉サービスの利用状況

障がい福祉サービスの利用者は、平成 23 年度は 274 人、平成 24 年度は 286 人、平成 25 年度は 297 人に増加しています。サービス受給状況では、新体系サービスの多くが増加傾向で、特に生活介護、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援、就労継続支援の利用者が増えています。

地域生活支援事業の利用状況では、コミュニケーション支援回数や日常生活用具給付件数が毎年増加しています。

平成 24 年度以降、児童デイサービスから児童通所／児童発達支援、放課後等デイサービスへ制度改正となりました。

#### 障がい福祉サービスの利用状況

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
サービス利用者数（実人数）	274 人	286 人	297 人
居宅介護	28	28	26
重度訪問介護	0	0	0
児童デイサービス、児童通所／児童発達支援、放課後等デイサービス	24	22	26
短期入所	11	9	7
共同生活介護（ケアホーム）	13	16	17
療養介護	1	4	6
生活介護	136	144	147
共同生活援助（グループホーム）	15	22	21
施設入所支援	23	146	145
自立訓練	23	25	22
就労移行支援	5	9	7
就労継続支援	72	83	84
地域生活支援事業 （年度累計・実利用者）			
コミュニケーション支援	延 17 回	延 23 回	延 27 回
日常生活用具給付	ストマ 81 人 ストマ以外 16 人	ストマ 81 人 ストマ以外 18 人	ストマ 85 人 ストマ以外 4 人
移動支援（個別）	6 人	6 人	5 人
福祉ホーム	2 件	1 件	1 件
訪問入浴	2 人	2 人	3 人
日中一時支援	29 人	25 人	26 人
地域活動支援センター	1 件	1 件	1 件
生活サポート	2 人	1 人	3 人

※福祉課

## ② 補装具・日常生活用具

身体障がい者（児）の身体機能の失われた部分を補うための器具（義手、義足、めがね、補聴器、車椅子等）の交付と修理を行っています。交付・修理件数は年々増加しており、平成 25 年は 81 件となっています。

また、身体障がい者（児）の生活の利便を図るため、浴槽、電磁調理器、便器、たん吸引器等日常生活用具の給付を、地域生活支援事業で実施しており、平成 25 年度はストマの給付が 85 人で、その他は 18 人となっています。

### 補装具の交付・修理、日常生活用具の給付状況

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
補装具の交付・修理		69 件	76 件	81 件

日常生活用具給付		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
合 計	ストマ	81 人	81 人	85 人
	他	16 人	18 人	18 人

※福祉課

## ③ 福祉手当等

常時特別な介護を要し、在宅で暮らす障がい者の自立生活の基盤の確立を図るため、各種手当を支給しています。

特別障害者手当、障害児福祉手当は、この 3 年は減少傾向にありますが、特別児童扶養手当は増加しています。心身障害者扶養共済制度は加入・受給ともに横ばいで推移しています。

### 各種手当支給状況

	支給要件・概要等	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
特別障害者手当	在宅で暮らす常時介護が必要な 20 歳以上の重度障がい者を対象	23 人	17 人	16 人
障害児福祉手当	在宅で暮らす常時介護が必要な 20 歳未満の障がい児を対象	24 人	25 人	20 人
特別児童扶養手当	精神または身体に障がいをする 20 歳未満の障がい児を対象	54 人	52 人	55 人
心身障害者扶養共済制度	将来的に経済的自立が困難と認められた心身障がい者の保護者が掛金を納め、保護者が死亡または障がい者になった時に心身障がい者に終身年金が支給される制度	加入 9 人	加入 8 人	加入 8 人
		受給 1 人	受給 1 人	受給 1 人

※福祉課

#### ④ 医療費の助成

平成 18 年度から自立支援医療となり、心身の障がいの状態の軽減を図るための更生医療、育成医療及び精神障害者通院に係る医療費の助成を行っています。

また、障がい者の経済的負担を軽減するため、秋田県福祉医療制度が実施されています。他に、進行性筋萎縮症者療養費給付事業を実施しています。

##### 自立支援医療等医療費助成状況

	支給要件・概要等	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
育 成 医 療	18 歳未満で身体に障がいのある児童に対し、生活能力を得るために必要な医療の給付を行う	7 人	14 人	9 人
更 生 医 療	18 歳以上の身体障害者手帳所持者に対し、社会更生を図るために必要な医療の給付を行う	68 人	55 人	59 人
精 神 障 害 者 通 院 医 療	精神疾患により継続的に通院する症状のある者に対し必要な医療の給付を行う	469 人	462 人	490 人
福祉医療費(高齢 身体障害者・重度 心身障害(児)者)	65 歳以上で障害者手帳 4～6 級所持者、療育手帳 A・障害者手帳 1～3 級所持者を対象(県)	4～6 級 603 人 1～3 級 1,650 人	4～6 級 618 人 1～3 級 1,636 人	4～6 級 626 人 1～3 級 1,627 人
進行性筋萎縮症 者療養費等給付	進行性筋萎縮症者の療養費等を給付する	2 人	2 人	2 人

※福祉課



## ⑤ その他のサービス

障がい福祉サービス、地域生活支援事業のほか、障がいのある人の暮らしを支えるサービスとして、障害者福祉タクシー、外出支援事業を実施しています。

また、在宅酸素療法者の電気料を助成する事業を市の単独事業として実施しており、平成 25 年度は 40 人が利用しています。

身体障害者相談員・知的障害者相談員は市から 12 人が任命され、地域からの相談に対応しています。

この他、住宅整備資金貸付制度を実施していますが、近年は利用者がみられません。

### その他福祉サービスの実施状況

	概 要 等	平 成 23 年度	平 成 24 年度	平 成 25 年度
障 害 者 福 祉 タ ク シ ー	身体障がい者（1～3級）と知的障がい者（A）が社会参加する手段としてタクシーを利用する際の基本料金を助成（年6回）	延 346 人	延 312 人	延 296 人
外 出 支 援 事 業	公共交通機関の利用が困難な障がい者の移動を支援	37 人 2,567 回	37 人 2,627 回	42 人 2,586 回

	概 要 等		平 成 23 年度	平 成 24 年度	平 成 25 年度
在宅酸素療法者電気料助成事業	在宅酸素濃縮器利用に係る電気料の1/2相当額を助成	実利用者	39 人	35 人	40 人

(県事業)		平 成 23 年度	平 成 24 年度	平 成 25 年度
身体障害者相談員	相談員数	9 人	9 人	9 人
	延相談件数	117 件	97 件	90 件
知的障害者相談員	相談員数	3 人	3 人	3 人
	延相談件数	36 件	36 件	29 件

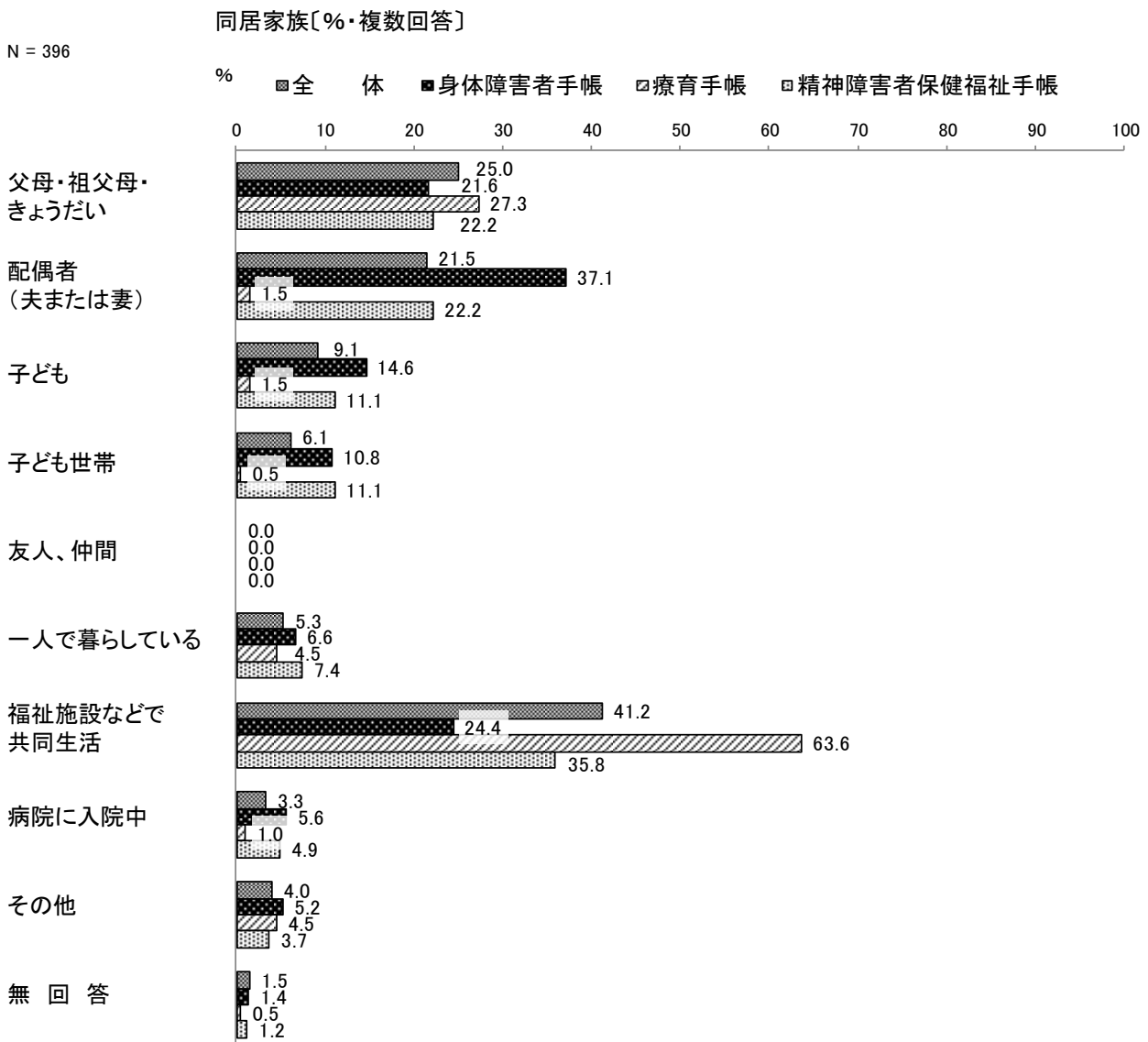
※福祉課

### (3) アンケート調査から得られた障がい者の状況等

#### ① 世帯の状況（居宅）

一緒に暮らしている家族は、全体では「福祉施設などで共同生活」が41.2%と最も多く、「父母・祖父母・きょうだい」が25.0%、「配偶者（夫または妻）」が21.5%と続いています。

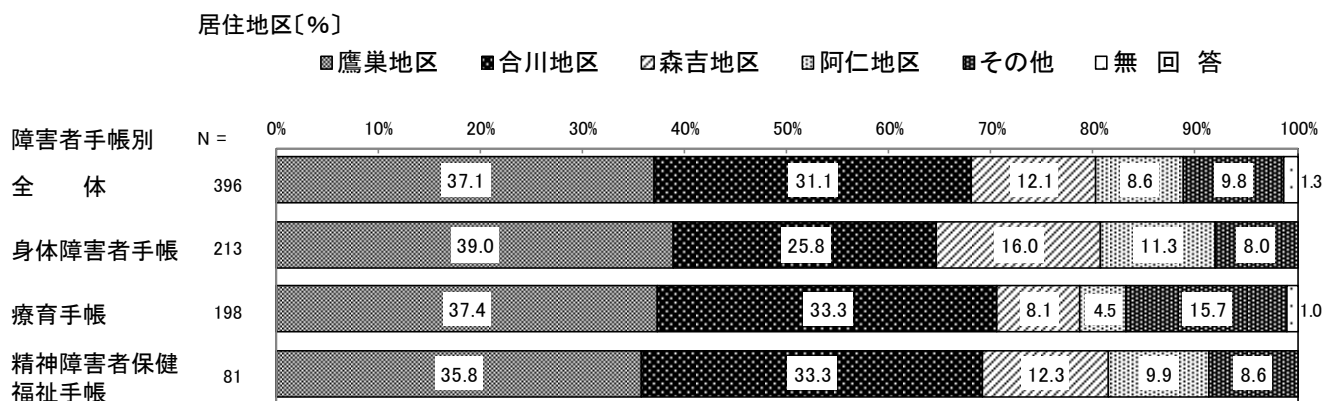
身体障害者手帳所持者では「配偶者（夫または妻）」が37.1%、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者では「福祉施設などで共同生活」がそれぞれ63.6%と35.8%で最も多くなっています。



## ② 居住地区

居宅回答者の居住地区では、全体では「鷹巣地区」が37.1%と最も多く、「合川地区」が31.1%、「森吉地区」が12.1%、「その他」が9.8%、「阿仁地区」が8.6%となっています。

身体障害者手帳所持者では「森吉地区」が16.0%、療育手帳所持者では「その他」が15.7%とやや多くなっています。



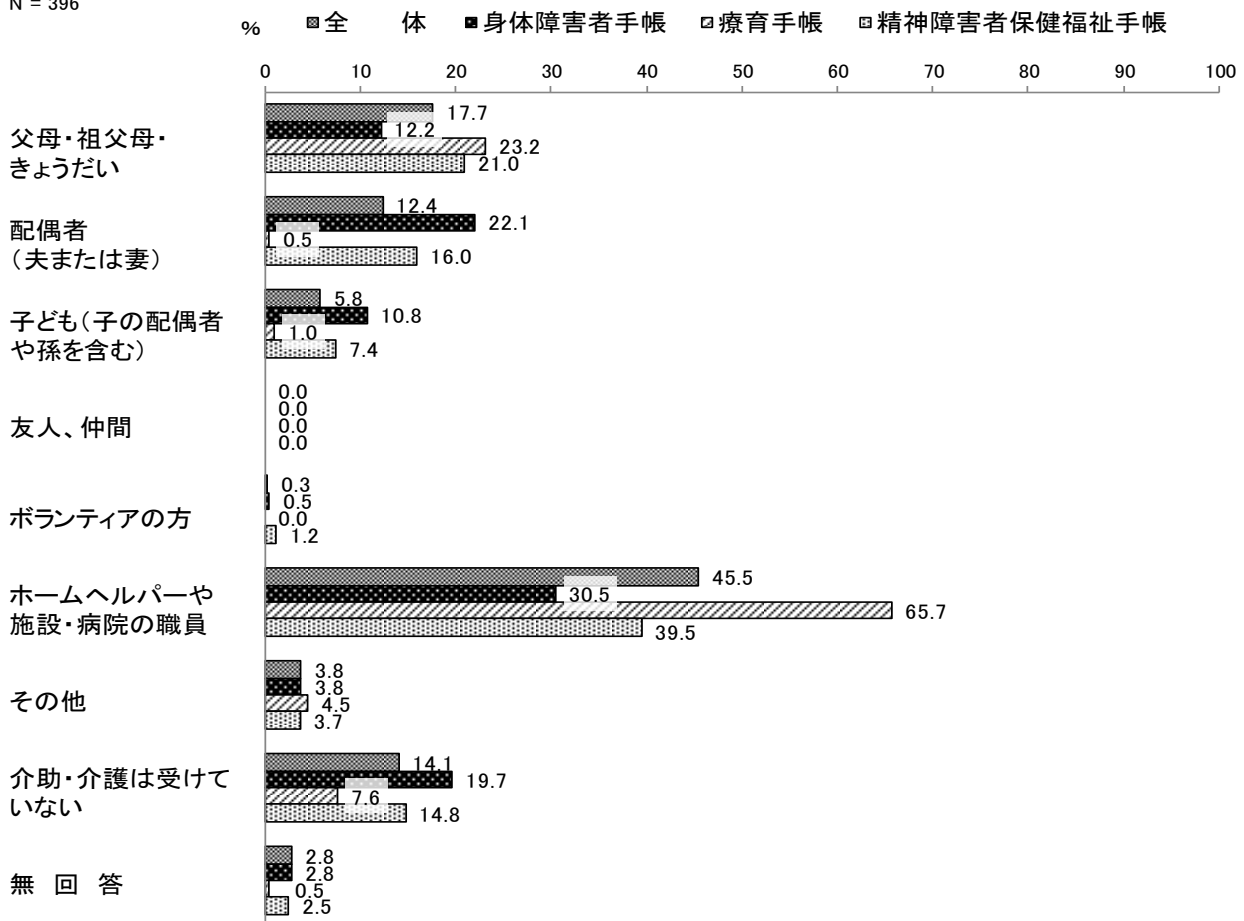
## ③ 主な介助者

主に援助・介助・介護をしている人は、全体では「ホームヘルパーや施設・病院の職員」が45.5%と最も多く、「父母・祖父母・きょうだい」が17.7%、「配偶者（夫または妻）」が12.4%と続いています。また、「介助・介護は受けていない」が14.1%みられます。

身体障害者手帳所持者では「配偶者（夫または妻）」が22.1%と多くなり、療育手帳所持者では「福祉施設などで共同生活」が65.7%と大幅に多くなっています。

N = 396

主な介助者〔%・複数回答〕

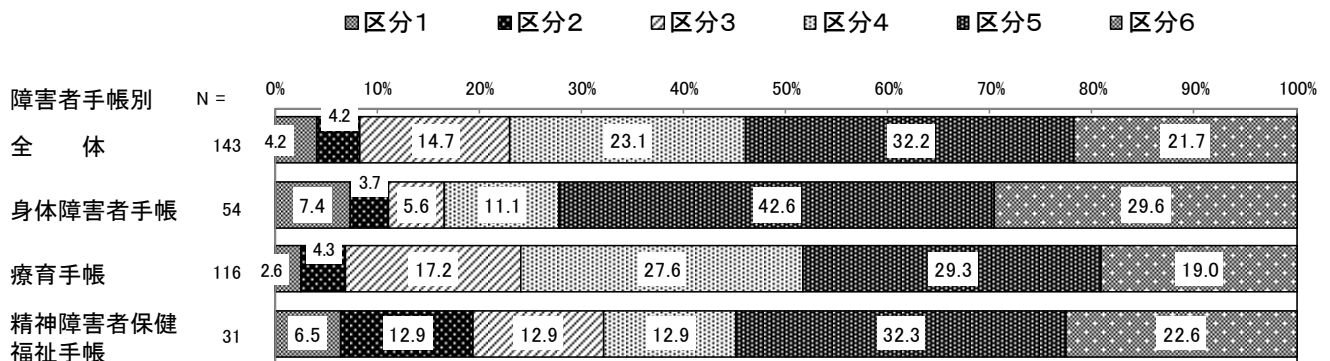


#### ④ 障がい支援区分の認定

全体では「区分5」が32.2%と最も多く、「区分4」が23.1%、「区分6」が21.7%、「区分3」が14.7%と続いています。

身体障害者手帳所持者では「区分5」が42.6%と多くなり、精神障害者保健福祉手帳所持者では「区分2」が12.9%とやや多くなっています。

障害支援区分〔%〕

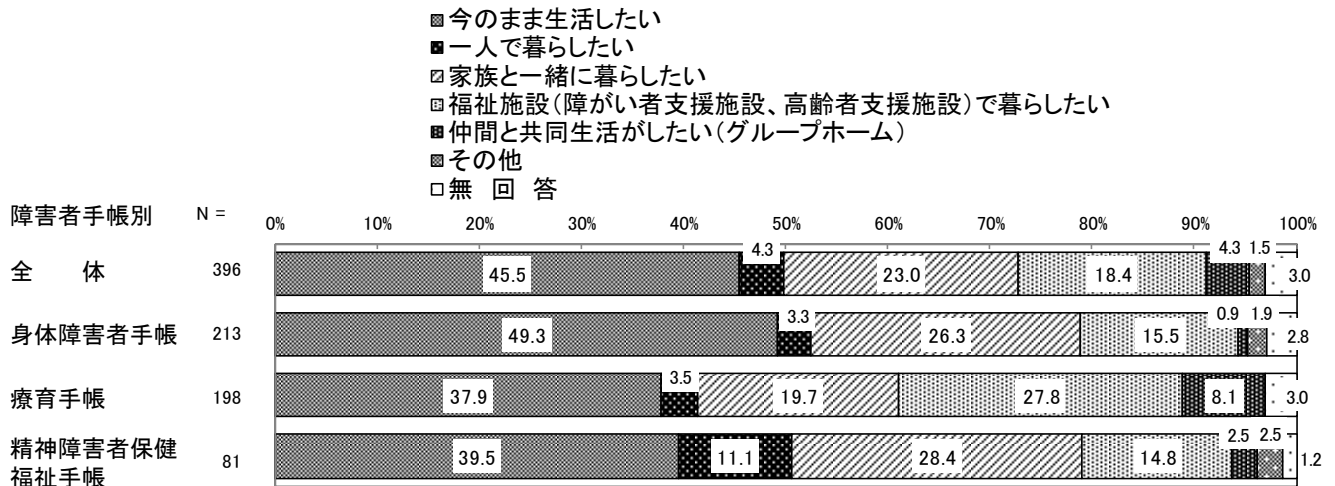


## ⑤ 今後の暮らし方

今後の暮らし方については、全体では「今のまま生活したい」が 45.5%と最も多く、「家族と一緒に暮らしたい」が 23.0%、「福祉施設（障がい者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしたい」が 18.4%と続いています。

療育手帳所持者では「福祉施設（障がい者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしたい」27.8%、精神障害者保健福祉手帳所持者では「一人で暮らしたい」が 11.1%とやや多くなっています。

今後の暮らし方[%]



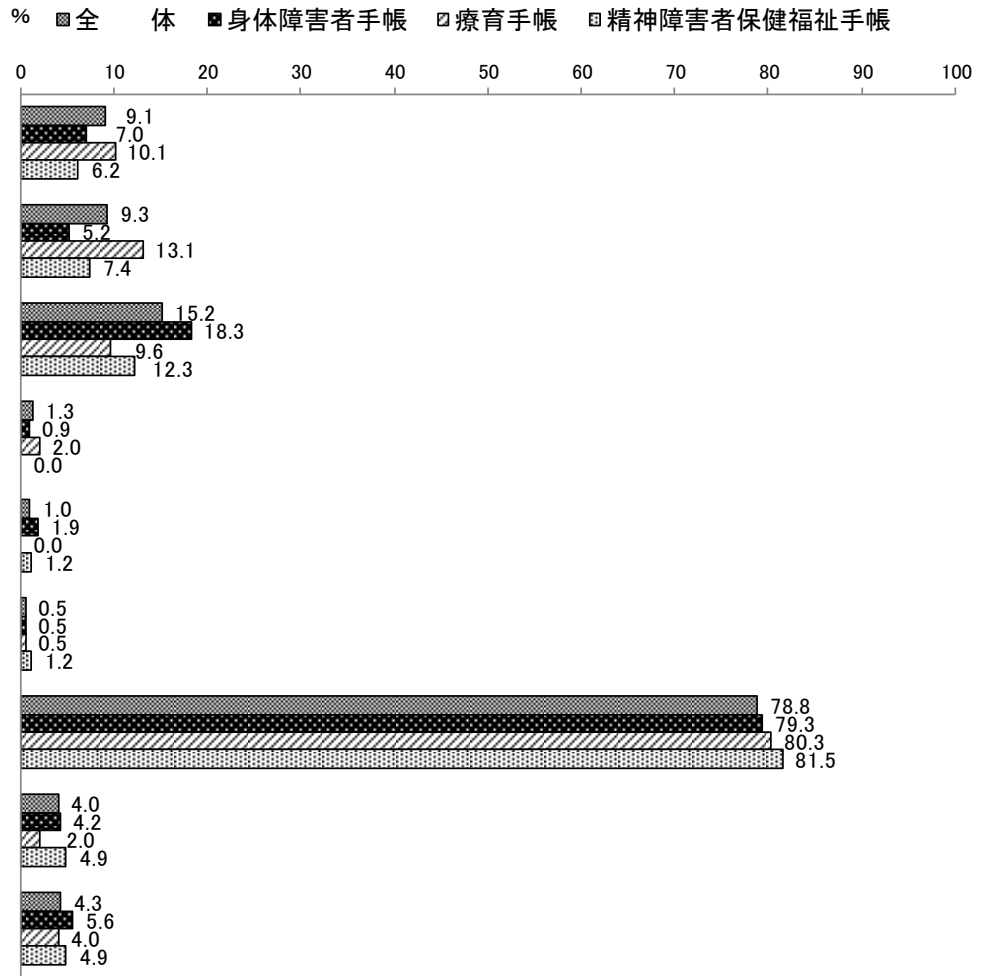
## ⑥ 生活上の収入

生活上の収入については、全体では「年金・特別障害者手当など」が 78.8%と特に多く、「同居家族の給与・援助」が 15.2%、「勤め先の給与・賃金」と「通所施設・作業所などの工賃」がともに 9%台で続いています。

身体障害者手帳所持者では「同居家族の給与・援助」が 18.3%、療育手帳所持者では「通所施設・作業所などの工賃」が 13.1%とやや多くなっています。

生活していく上での収入[%・複数回答]

N = 396





## ⑦ 成年後見制度

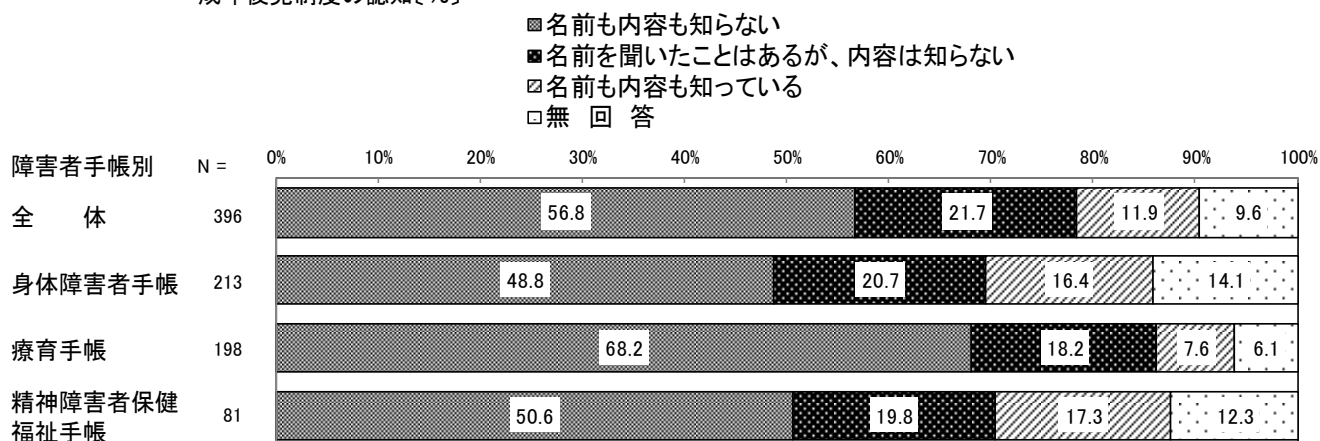
成年後見制度についての認知度については、全体では「名前も内容も知らない」が 56.8%と半数を超え、「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」が 21.7%、「名前も内容も知っている」は 11.9%であります。

身体障害者手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者では「名前も内容も知っている」がそれぞれ 16.4%、17.3%とやや多くなり、療育手帳所持者では「名前も内容も知らない」が 68.2%と多くなっています。

成年後見制度の利用意向については、全体では「わからない」が 53.0%と半数を超え、「将来、必要になったら活用したい」が 25.0%、「活用したいと思わない」が 10.4%、「すでに活用している」は 1.8%に止まっています。

療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者では「将来、必要になったら活用したい」がともに 29%台とやや多くなっています。

成年後見制度の認知[%]





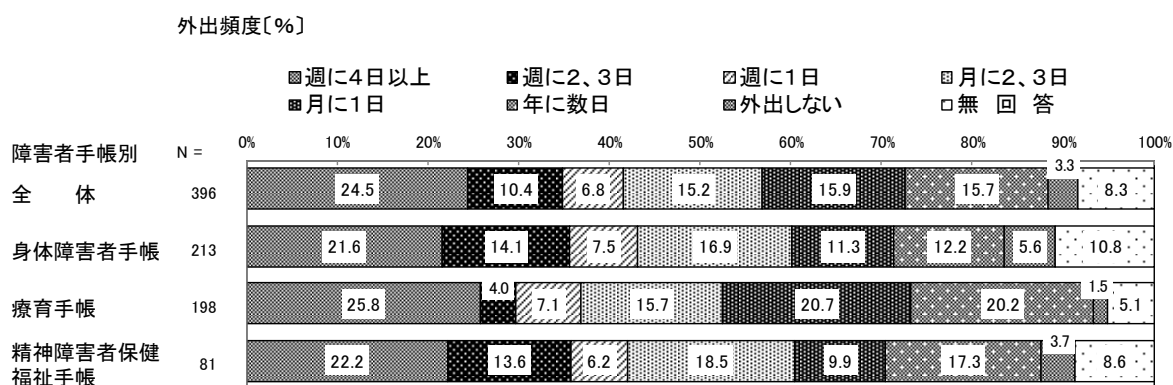
## ⑧ 外出状況

外出状況は、全体では「週に4日以上」が24.5%と最も多く、「月に2、3日」「月に1日」「年に数日」が15%台、「週に2、3日」が10.4%、「週に1日」が6.8%であります。

療育手帳所持者では「月に1日」「年に数日」がともに20%台とやや多くなっています。

外出の手段では、全体では「自家用車(本人または家族の運転)」が45.7%、「施設や病院などの送迎車」が40.3%と多く、少し離れて「バス・電車」が16.0%、「徒歩」が15.1%となっています。

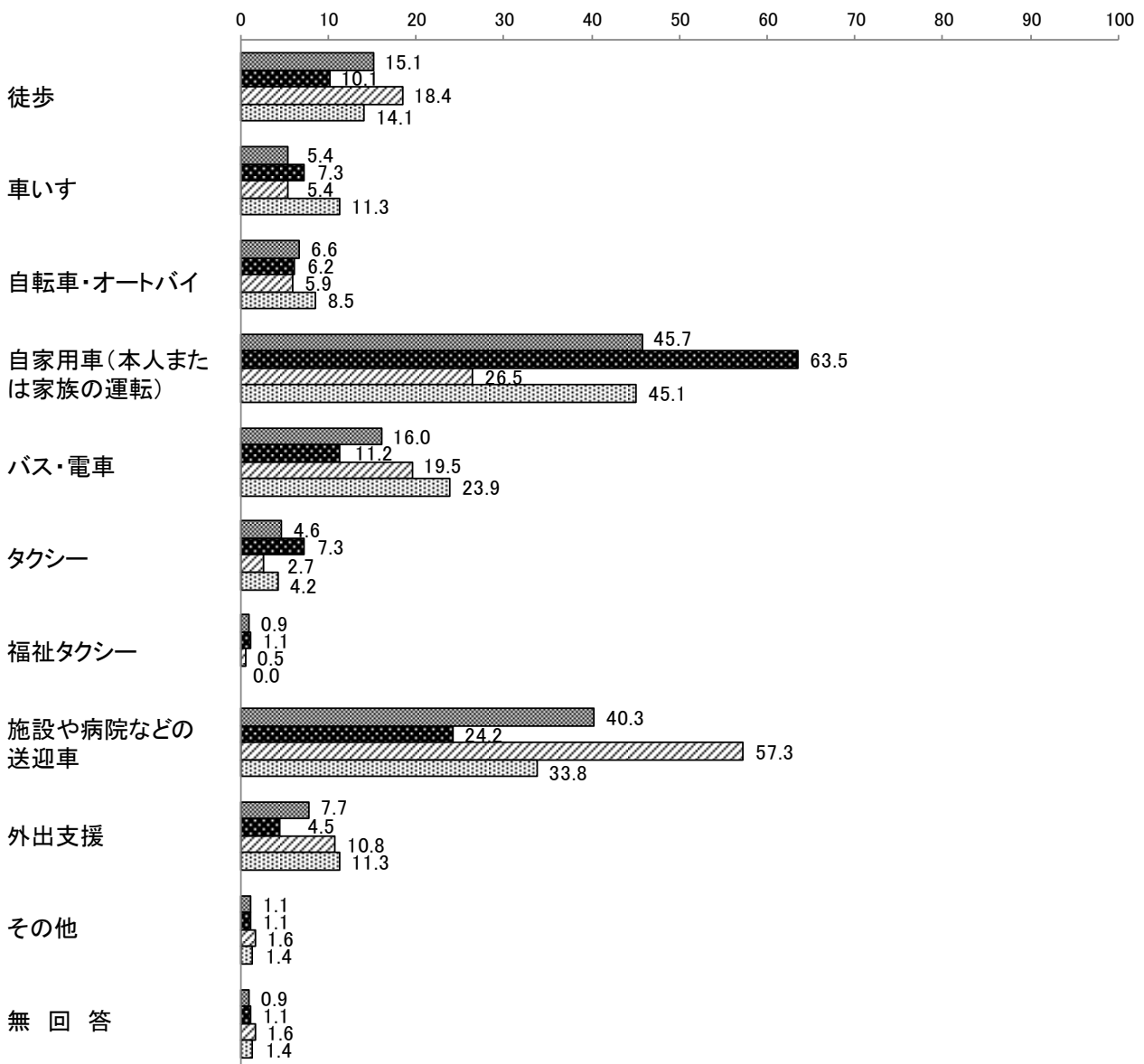
身体障害者手帳所持者では「自家用車(本人または家族の運転)」が63.5%、療育手帳所持者では「施設や病院などの送迎車」が57.3%と特に多くなっています。



外出するときの交通手段〔%・複数回答〕

N = 350

% ■全体 ■身体障害者手帳 □療育手帳 □精神障害者保健福祉手帳



## ⑨ 就労状況

現在の就労状況については、全体では「していない」が 67.9%と多く、「している」は 25.0%であります。

身体障害者手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者では「している」はそれぞれ 18.3%、19.8%とやや少なくなり、療育手帳所持者では 31.8%とやや多くなっています。

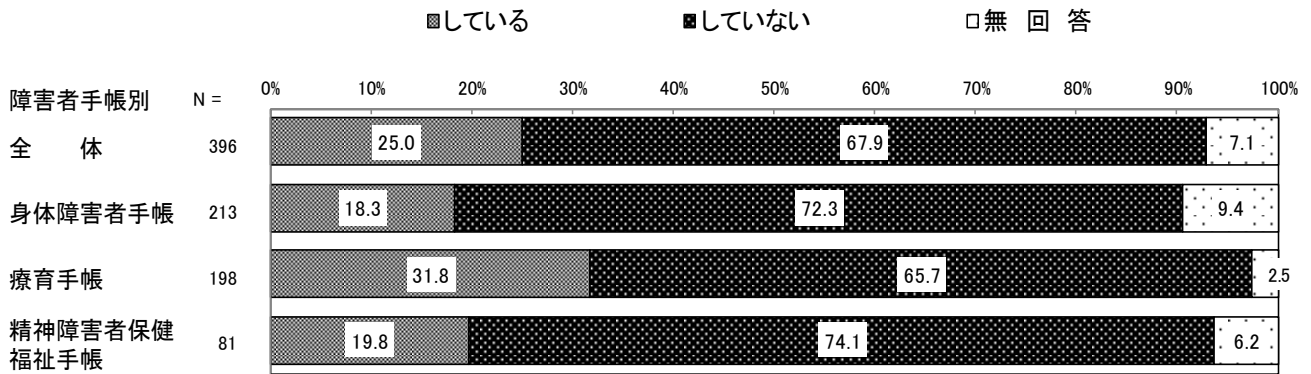
就労先では、全体では「施設・作業所などで働いている（福祉的就労）」が 58.6%と最も多く、「会社などで正社員・正職員として働いている」が 14.1%、「会社などで臨時又は非常勤職員として働いている」が 11.1%と続いています。

身体障害者手帳所持者では「会社などで臨時又は非常勤職員として働いている」が 20.5%、療育手帳所持者では「施設・作業所などで働いている（福祉的就労）」が 73.0%と多くなり、精神障害者保健福祉手帳所持者では「会社などで臨時又は非常勤職員として働いている」が 18.8%、「自営業者」が 12.5%とやや多くなっています。

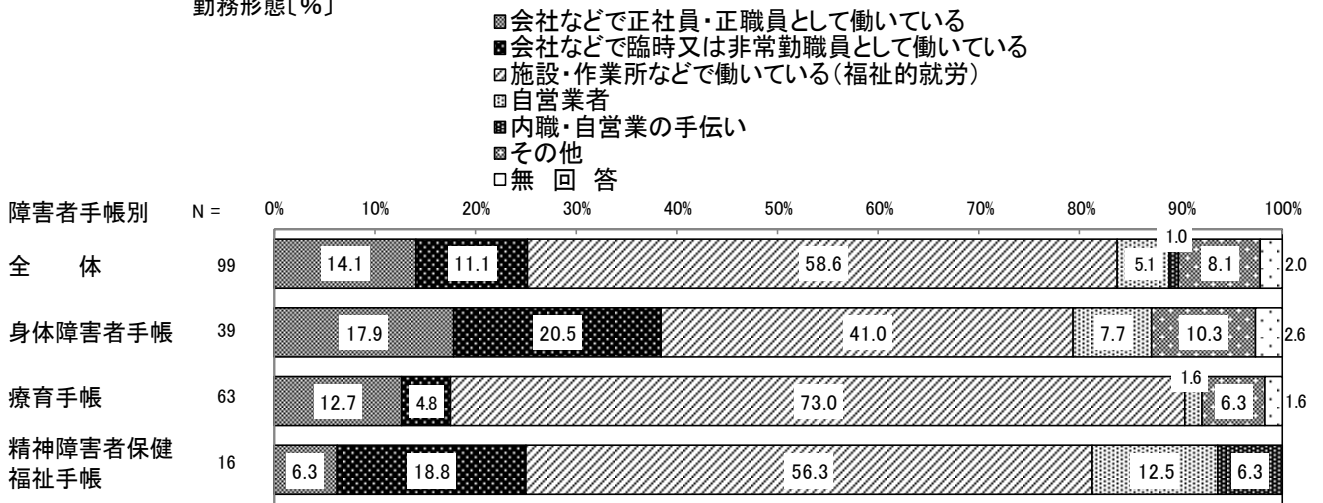
働いていない理由としては、全体では「障がいにより、できる仕事がない」が 36.4%と最も多く、「年齢のため（幼少・高齢）」が 23.0%、「働きたいが働けない」が 17.8%と続いています。

療育手帳所持者では「障がいにより、できる仕事がない」が 45.4%と多くなっています。

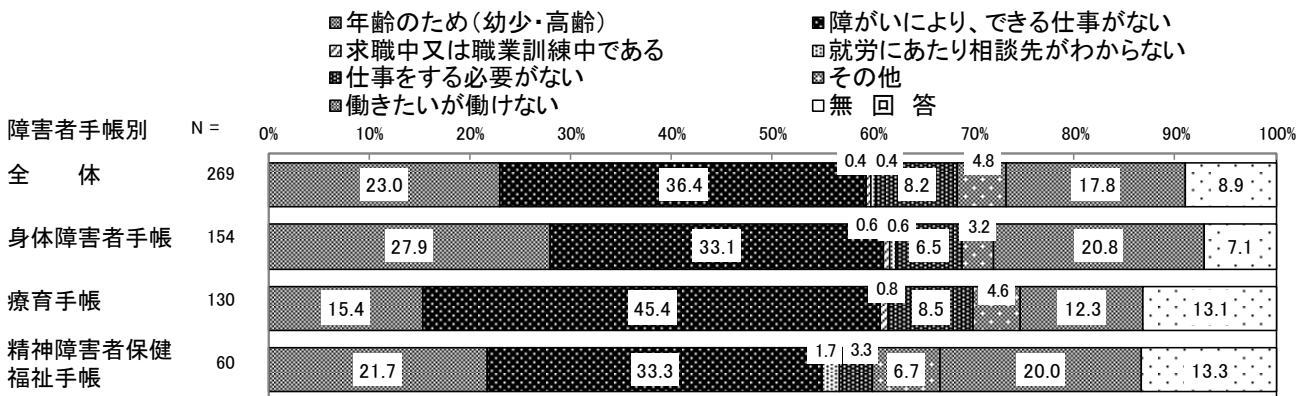
現在、仕事をしている[%]



勤務形態[%]



働いていない主な理由[%・複数回答]



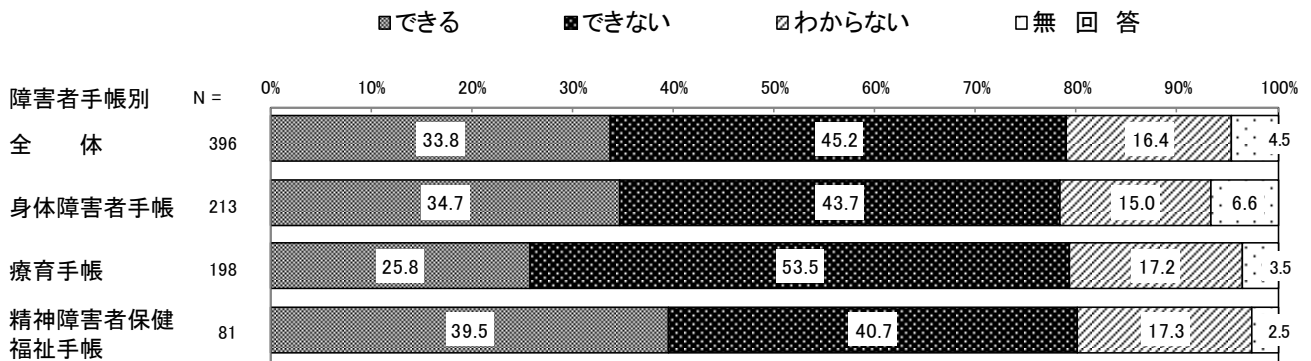
## ⑩ 災害時の不安

災害時に家族が不在の場合やひとり暮らしの場合、一人で避難できるかについては、全体では「できない」が45.2%と多く、「できる」は33.8%であります。療育手帳所持者では「できない」が53.5%と半数を超えています。精神障害者保健福祉手帳所持者では「できる」が39.5%とやや多くなっています。

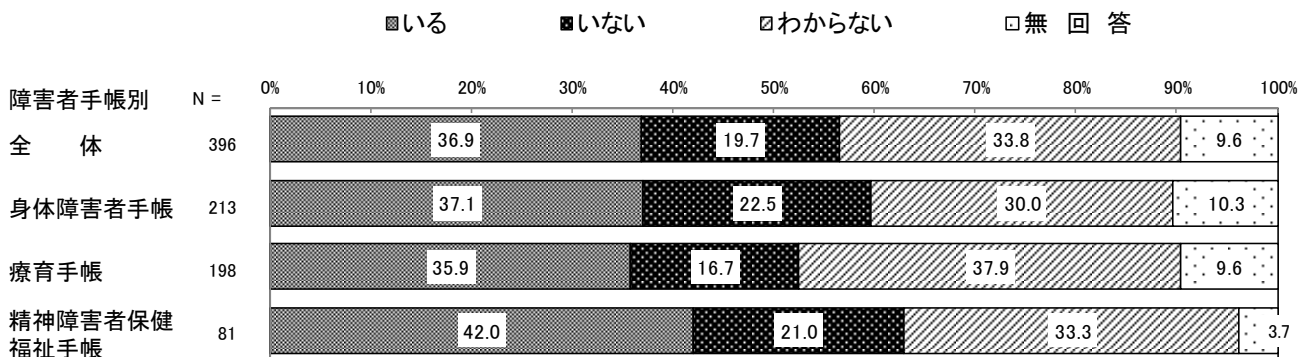
また、近所に助けてくれる人がいるかは、全体では「いる」が36.9%と多いが、「わからない」が僅差の33.8%、「いない」は19.7%となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者では「いる」が42.0%とやや多くなっています。

災害が起こった際の不安については、全体では「避難する際の不安」が43.9%と最も多く、「避難先での不安」が37.1%、「災害の状況が伝わってこない場合」が27.3%となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者では「災害の状況が伝わってこない場合」が35.8%と多くなっています。

火事や地震等の災害時に一人で避難できる[%]

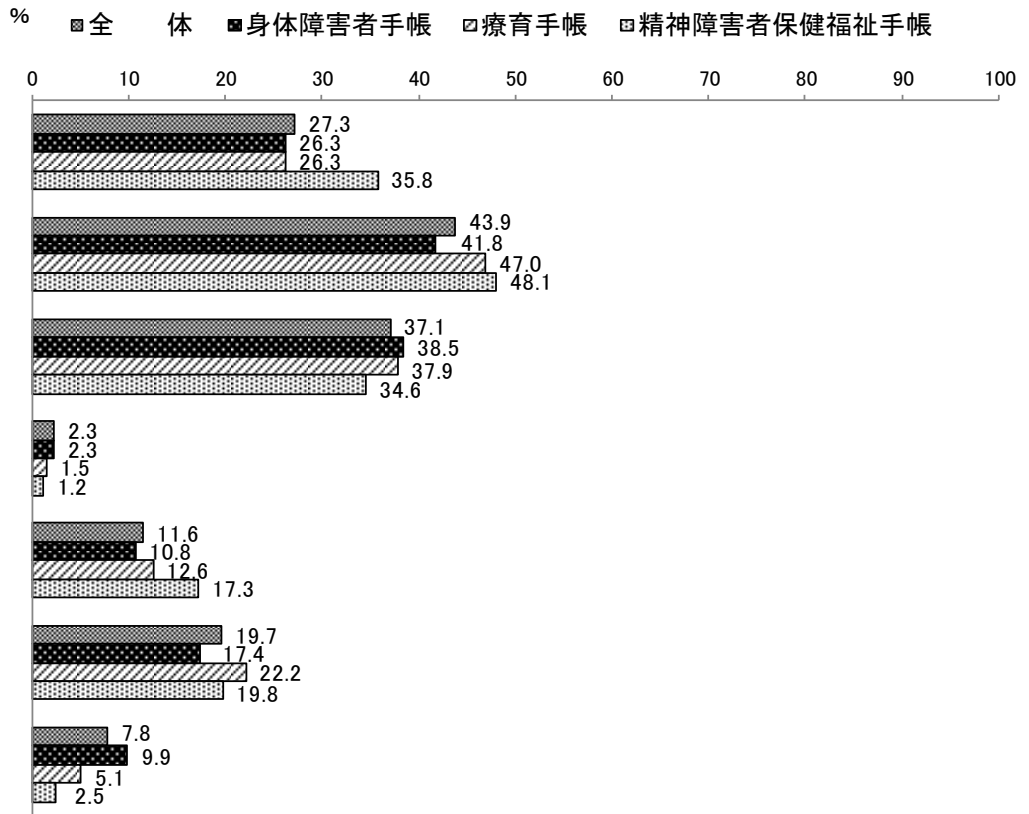


近所に助けてくれる人がいる[%]



災害が起こった際の不安[%・複数回答]

N = 396

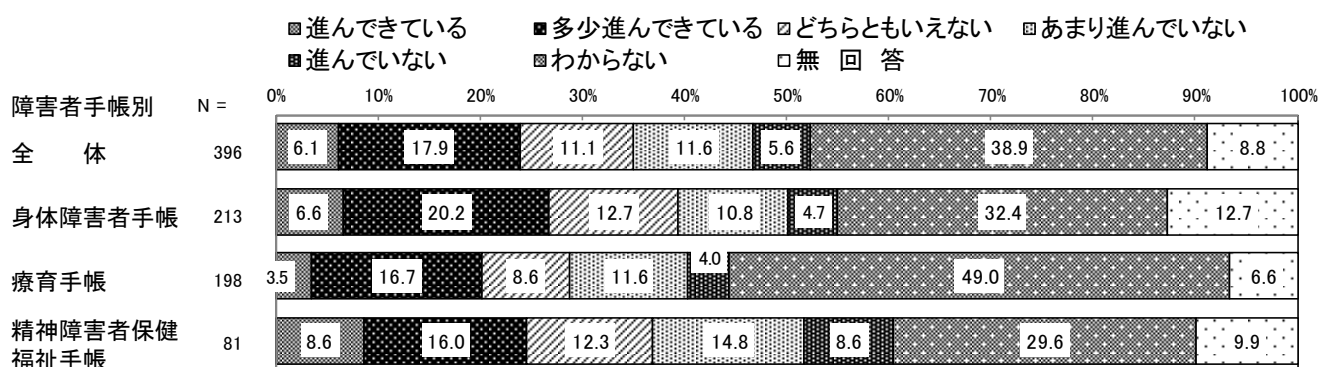


## ⑪ 「障がい」に対する社会的な理解と支援

「障がい」に対して、市民の理解や地域・行政の社会的な支援が進んできているかについては、全体では「わからない」が38.9%と最も多く、「多少進んできている」が17.9%、「どちらともいえない」と「あまり進んでいない」がともに11%台で続いています。進んできていると思う割合（「進んできている」と「多少進んできている」の合計）は24.0%で、進んでいないと思う割合（「あまり進んでいない」と「進んでいない」の合計）の17.2%を上回っています。

身体障害者手帳所持者と療育手帳所持者では進んできていると思う割合はそれぞれ26.8%、20.2%で、進んでいない割合の15.5%、15.6%を上回っています。精神障害者保健福祉手帳所持者では進んできていると思う割合は24.6%と進んでいない割合の23.4%を僅かに上回っています。

障がいに対して市民の理解や社会的な支援が進んでいる[%]



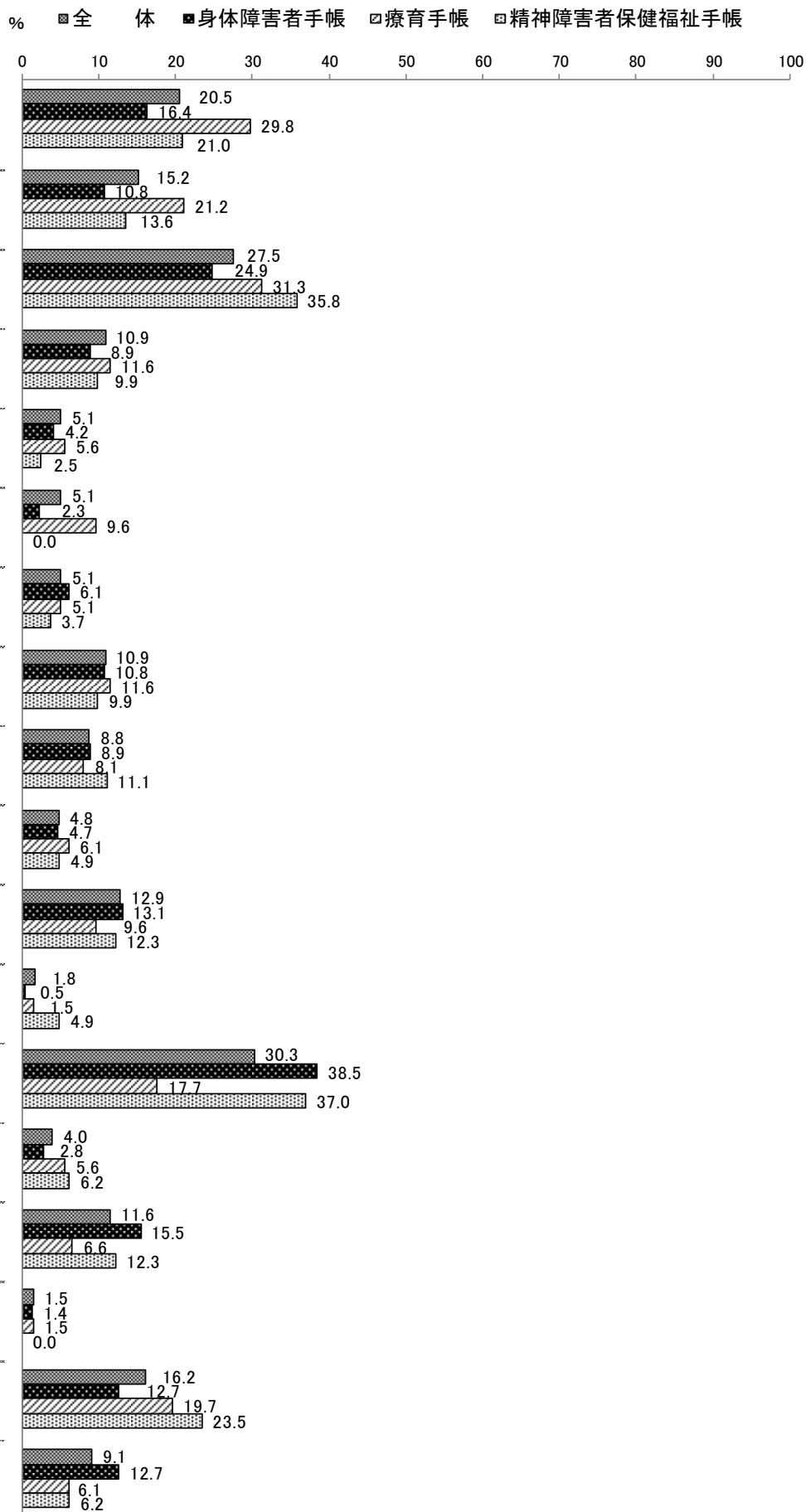
## ⑫ 障がい者施策の推進

障がい者が暮らしやすくするために、特にしてほしいことでは、全体では「年金や手当などの経済的な援助を増やしてほしい」が30.3%、僅差で「障がいのある人に対するまわりの人の理解を深めてほしい」が27.5%、「毎日の生活の手助けをしてほしい」が20.5%、「外出の支援をしてほしい」が15.2%と続いています。

身体障害者手帳所持者では「年金や手当などの経済的な援助を増やしてほしい」が38.5%、療育手帳所持者では「毎日の生活の手助けをしてほしい」が29.8%、「外出の支援をしてほしい」が21.2%、精神障害者保健福祉手帳所持者では「年金や手当などの経済的な援助を増やしてほしい」が37.0%、「障がいのある人に対するまわりの人の理解を深めてほしい」が35.8%と多くなっています。

暮らしやすくなるためにしてほしいこと〔%・複数回答〕

N = 396





## Ⅲ. 北秋田市の障がい者施策の方向

### (1) 計画の基本理念

本計画の基本理念を『地域の輪（和）のなかで 障がい者の自立を支える 北秋田市』とし、障がいのある人もない人も共に北秋田市で暮らしていけるように、引き続き障がいのある人を守る施策・事業を総合的に推進します。

#### 基本理念

地域の輪（和）のなかで 障がい者の自立を支える  
北秋田市



## (2) 基本視点

各分野にわたり障がい者施策を推進する上で、以下の基本視点に基づき推進します。

### 基本視点

#### 基本視点 1：障がい者の自立を支援する

障がいのある人自身の意欲と、必要な支援、心温かな手助けにより、日常生活、社会参加など様々な場面で自立して過ごせるようにすることが基本であり、障がいのある人もない人も共に暮らせるまちづくりを目指します。

#### 基本視点 2：障がいの特性や成長段階に配慮する

障がいに関する問題は広範囲であり、年齢に関わらず、市民にとって実は身近な問題です。

一方で、障がいのある人の成長過程から考えると、障がいによる特性や成長段階ごとに、必要な支援や取り組みが異なる点を十分踏まえることが基本です。このため、障がいの特性や個性、その人を取り巻く状況、成長段階などにあった支援を目指します。

#### 基本視点 3：住み慣れた地域で暮らす

北秋田市で、また身近な地域で、多くの人と関わりをもって暮らせるように、自立した暮らしを支援する取り組みやつながりについて、地域の理解と温かい手助けが不可欠であることを十分踏まえて検討します。

## (3) 重点課題と基本目標

### ① 重点課題

本計画の基本理念を『地域の輪（和）のなかで 障がい者の自立を支える 北秋田市』とし、障がいのある人もない人も共に北秋田市で暮らしていけるように、障がいのある人を支えるネットワークづくりをさらに進めていくことが重要な課題です。

### 重点課題

障がい者の自立を支援するネットワークの強化

## ② 基本目標

**基本目標 1 :**  
**自立した暮らしのための支援**

障がいのある人が地域で自立した生活を送れるように、相談から必要なサービスの利用まで適切に利用できるよう支援体制の充実を図ります。

**基本目標 2 :**  
**育ちと健康の支援**

発育・成長で支援が必要な子どもそれぞれにあった相談・指導の体制を確立して健やかな成長を支援します。  
また、市民自らの健康管理や生活習慣の見直しにつながるように、市民の心身の健康づくり、障がいや疾病の予防に取り組みます。

**基本目標 3 :**  
**社会的自立の支援**

障がいの有無に関わらず、子どもが共に学び育ち、自立する力を高められるように、子どもの個性・可能性を伸ばす学びを推進します。  
また、働く場、各種社会活動の場と機会づくりを進め、障がいのある人ない人が共に暮らし、障がいのある人の社会参加が広がるように推進します。

**基本目標 4 :**  
**ぬくもりの地域づくり**

障がいのある人が地域で自立した生活を送れるように、人権が守られ、相談や支え合い活動など支援体制の充実を図り、ぬくもりの感じられる、安心できる地域づくりを目指します。  
市全体が障がいについての理解を深め、物理的・意識的な障壁（バリア）を取り除くことに継続して取り組んでいきます。

# 施策の全体像

